

(案)

物品売買単価契約書

頭書

1	契約件名	令和7年度静岡市静岡斎場ほか2斎場から発生する残灰等の売却
2	契約内容	別紙仕様書のとおり
3	契約単価	残灰等1kg当たり 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
4	契約保証金	静岡市契約規則第35条第1項第3号により免除
5	契約期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
6	引渡場所	別紙仕様書のとおり

上記物品売買について、買受人と売渡人とは上記の頭書及び別添の約款によって物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。ただし、契約内容を記録した電磁的記録により本契約を締結する場合は、当事者が電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和7年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号
売渡人
静岡市長 難波 喬 司

買受人

約款

(信義誠実の義務)

第1条 売渡人及び買受人は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

(売渡物品の表示)

第2条 売渡人は、契約期間中、その所有に係る仕様書に掲げる残灰等を買受人に売渡し、買受人は、これを買受けるものとする。

(売渡金額)

第3条 売渡金額は、契約単価に、引渡数量を乗じて得た金額（円未満切捨て）とする。

(引渡数量)

第4条 引渡数量は、仕様書に記載のとおり定めるものとする。

(引渡し等)

第5条 売渡人は、仕様書に定める日に、売渡物品を仕様書に定める場所で、買受人に引渡すものとする。

2 買受人は、売渡物品の引渡し後遅滞なく、売渡物品を引渡し場所から搬出するものとし、その費用は、買受人が負担するものとする。

(所有権の移転)

第6条 売渡物品の所有権は、引渡しをもって、売渡人から買受人に移転するものとする。

(売渡金額の支払い)

第7条 買受人は、売渡金額を、売渡人の発行する納入通知書により、仕様書に定める日までに、売渡人に支払うものとする。

(遅滞金)

第8条 買受人は、仕様書に定める日までに、売渡金額を納入しなかったときは、その納期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき、売渡金額の2,000分の1に相当する金額を遅滞金として売渡人に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第9条 この契約の締結後、買受人は、売渡人に対し、引渡しを受けた売渡物品について、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、売渡金額の減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができない。

(催告による契約の解除)

第10条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 第7条に規定する期限までに売渡金額を納入しないとき。

(2) 前号に定める場合のほか、買受人がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、買受人は、売渡人に対し売渡金額の100分の10に相当する額を支払うものとする。

(催告によらない契約の解除等)

第 11 条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、売渡人は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約を完全に履行することができないことが明らかであるとき。

(2) この契約締結又は履行について、不正の事実があったとき。

(3) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 契約解除の申出をしたとき。

2 買受人は売渡物品がその引渡し以前に天災地変その他不測の事由により毀損又は滅失したときは、この契約を解除することができるものとする。

3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合は、買受人は、売渡人に対し売渡金額の 100 分の 10 に相当する額を支払うものとする。

(損害賠償)

第 12 条 第 10 条又は第 11 条の規定によりこの契約が解除された場合において、売渡人に損害を生じたときは、買受人は、損害賠償の責めを負う。

2 第 10 条又は第 11 条の規定によりこの契約が解除された場合において、買受人に損害が生じても、売渡人は、一切その責めを負わない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第 13 条 買受人は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、売渡人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として契約単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 2 に相当する額を売渡人に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による排除措置命令又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 買受人又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第 11 章の規定又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の規定は、売渡人に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合にお

いては、売渡人が当該超過する金額の賠償を買受人に請求することを妨げるものではない。

- 3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則（平成15年規則第47号）第47条第3項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、売渡人が第1項の損害賠償金の支払を買受人に請求することを妨げるものではない。

（市長への報告等）

第14条 買受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、売渡人、買受人協議の上処理するものとする。